

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和5年5月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

手形字十七流、手形字西谷地、土崎港北四丁目、土崎港北一丁目、泉一ノ坪、広面字谷内佐渡、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、四ツ小屋小阿地字谷地中、四ツ小屋小阿地字柳林、四ツ小屋小阿地字谷地中、仁井田本町六丁目、下浜長浜字荒郷屋、河辺和田字岡村、河辺和田字上石川、河辺和田字下石川、河辺和田字下石川、河辺諸井字大部、河辺和田字岡村、河辺和田字上石川および柳田字馬上田（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）